



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 3
- 建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部を改正する告示（建築指導課）…………… 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 5
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催・6件（都市計画・モノレール課）…………… 5

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 7

告 示

沖縄県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年 8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ホームヘルプ元気のとね	沖縄市知花四丁目5番29号	沖縄市知花六丁目4番43号池原アパート101	沖縄市知花四丁目5番29号	平成28年6月1日

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションはーとらいふ	西原町字小那覇1606番地	西原町字掛保久288番地	西原町字小那覇1606番地	平成27年7月1日

3 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
スマイルプラン元気のとね	沖縄市知花四丁目5番29号	沖縄市知花六丁目4番43号池原	沖縄市知花四丁目5番29号	平成28年6月1日

		アパート101		
--	--	---------	--	--

4 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ホームヘルプ元気のたね	沖縄市知花四丁目5番29号	沖縄市知花六丁目4番43号池原アパート101	沖縄市知花四丁目5番29号	平成28年6月1日

5 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションはーとらいふ	西原町字小那覇1606番地	西原町字掛保久288番地	西原町字小那覇1606番地	平成27年7月1日

6 介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
西原町地域包括支援センター	西原町字翁長591番地前田産業ビル2F	西原町字徳佐田159番地1西原敬愛園4F	西原町字翁長591番地前田産業ビル2F	平成27年8月6日

7 第1号訪問事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ホームヘルプ元気のたね	沖縄市知花四丁目5番29号	沖縄市知花六丁目4番43号池原アパート101	沖縄市知花四丁目5番29号	平成28年6月1日

8 第1号介護予防支援事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
西原町地域包括支援センター	西原町字翁長591番地前田産業ビル2F	西原町字徳佐田159番地1西原敬愛園4F	西原町字翁長591番地前田産業ビル2F	平成27年8月6日

沖縄県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成28年8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーションリカバリー琉球	沖縄市上地三丁目18番11号	平成28年5月1日

2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーションリカバリー琉球	沖縄市上地三丁目18番11号	平成28年5月1日

3 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーションリカバリー琉球	沖縄市上地三丁目18番11号	平成28年 5月 1日

沖縄県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
沖縄医療生活協同組合糸満協同診療所	糸満市潮崎町二丁目 1 番10号	平成28年 6月 1日

沖縄県告示第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第276号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那88号真和志線
- 3 事業施行期間 平成24年 5月15日から平成35年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成24年沖縄県告示第276号の事業地のうち、那覇市松川1丁目、三原2丁目及び三原3丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第443号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
座間味	座間味村字座間味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び座間味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
座間味(2)	座間味村字座間味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び座間味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
阿嘉354-A38-01	座間味村字阿嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び座間味村役場において縦覧に供する。）	土石流

阿嘉354-B38-05	座間味村字阿嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び座間味村役場において縦覧に供する。）	土石流
阿佐354-A38-02	座間味村字阿佐の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び座間味村役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第444号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8 月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桃里207-A59-01	石垣市字桃里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び石垣市役所において縦覧に供する。）	土石流
椶海207-C59-04	石垣市字椶海の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び石垣市役所において縦覧に供する。）	土石流
椶海207-C59-03	石垣市字椶海の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び石垣市役所において縦覧に供する。）	土石流
川平207-C58-01	石垣市字川平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び石垣市役所において縦覧に供する。）	土石流
川平207-C58-02	石垣市字川平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び石垣市役所において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第445号

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 8 月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部を改正する告示

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（平成21年沖縄県告示第149号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表の注中「平成11年文部省告示第58号」を「平成21年文部科学省告示第34号」に改め、本則第2号の表及び第3号の表中「中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改め、本則第4号中「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18」を「建築士法第2条第5項」に改める。

附 則

この告示は、平成28年 8 月23日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那覇市字仲井真東オフリー原374番1及び375番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木背町大字長瀬930番地 代表取締役 貞方宏司
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成28年8月23日から同年9月23日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那覇市字仲井真東オフリー原374番1及び375番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 貞方宏司
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 繁忙時等駐車場不足が見込まれる場合には、駐車待ち車両等から発生する騒音や排出ガスについて周辺地域の生活環境へ影響がないよう十分配慮し、また付近住民等からの苦情や相談等があった際には、その相談窓口を設置する等、誠意をもって対応するよう申し述べる。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成28年8月23日から同年9月23日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年9月7日 午後7時開始
- 2 場所 南城市役所玉城庁舎2階農村環境改善センター会議室 南城市玉城字富里143番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成23年度に行った基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、名護都市計画及び本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年 9 月12日 午後 7 時開始
- 2 場所 沖縄県北部合同庁舎 2 階大会議室 名護市大南一丁目13番11号
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成23年度に行った基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1 週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 8 月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年 9 月13日 午後 7 時開始
- 2 場所 沖縄県中部合同庁舎 4 階共用会議室 1 沖縄市美原一丁目 6 番34号
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成23年度に行った基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1 週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 8 月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年 9 月14日 午後 7 時開始
- 2 場所 沖縄県八重山合同庁舎 2 階大会議室 石垣市字真栄里438番地 1
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成23年度に行った基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1 週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 8 月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年 9 月15日 午後 7 時開始
- 2 場所 沖縄県宮古合同庁舎 2 階大会議室 宮古島市平良字西里1125番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成23年度に行った基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1 週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 8 月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年 9月16日 午後 7時開始
- 2 場所 沖縄県総合福祉センター 那覇市首里石嶺町 4丁目373番地 1
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成23年度に行った基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第129号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 8月23日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1級	10人	平成28年11月26日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成28年8月29日（月曜日）から同年9月2日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
- ア 検定申請書 1通
- イ 添付書類
- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターの受付で、検定手続を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛（警笛については、1級の検定の受検者に限る。）を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
---	--